

企業立地促進奨励金

～固定資産税2分の1相当額の奨励金を
5年間交付！年度上限額1億円！～

対象地域内において、対象となる事業所の新設又は拡張を行った事業者に対し、新たに課税される固定資産税の2分の1相当額を奨励金として交付します。

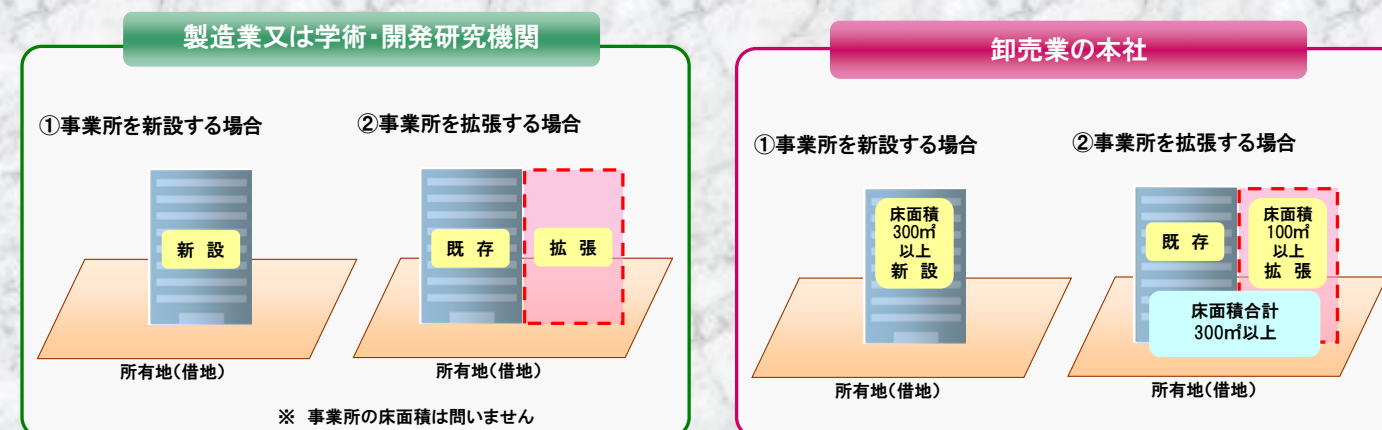
※ 優遇税制(P7～8)と併せて奨励金の交付を受けることはできません

対象となる地域



※ 主に名神高速道路以南の近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
(詳細はお問い合わせください。)

対象となる事業者・支援内容



新たに取得した、土地、建物、償却資産に課税される
固定資産税2分の1相当額の奨励金を交付

5年間 年度上限額1億円

※ 吹田西部・南部地域とは
江坂町、豊津町、芳野町、江の木町、垂水町、金田町、南金田、広芝町、南吹田、泉町、穂波町、川岸町、西の庄町、内本町、寿町、中の島町、西御旅町、東御旅町、片山町、昭和町、朝日町、元町、高城町、高浜町、天道町、芝田町、平松町、目俵町、幸町、吹東町、南正雀、岸部北、岸部中、岸部南、山田市場、山田南、千里丘上及び千里丘下の区域内の近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域をいいます。

《制度内容の詳細、申請手続などについてはP13をご覧ください》